

長崎県「スーパー林業特区」の提案

～長崎県から創る林業革命 国際的に競争力のある、世界と戦える長崎の林業～



平成30年4月
長崎県

目 次

長崎県「スーパー林業特区」の提案

～長崎県から創る林業革命 国際的に競争力のある、世界と戦える長崎の林業～

1. 長崎県「スーパー林業特区」の概要	1
2. 【提案】固定資産課税台帳データ活用による林地台帳の整備促進	5
3. 【提案】新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進①	6
4. 【提案】新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進②	7
5. 【提案】外国貿易船の不開港への直接入港を可能とすることによる 原木、製材品等の輸出拡大	10
6. 【提案】検疫官の臨船が不要な無線検疫を拡大することによる 原木、製材品等の輸出拡大	13
7. 【提案】農業法人等が共同出資するグループ運送会社の新設による 農林水産物の安定出荷体制の整備	14
8. 【提案】特殊車両輸送の許可手続き一元化による大型C L Tパネルの需要拡大	15

川上側での課題

- 森林資源の利用期を迎える一方で、所有者不明や未相続の林地が点在し、森林施業の集約化が限定

規制緩和の提案

- | | |
|---|--|
| 【地方税法】
所有者探索時の固定資産課税台帳の全面的活用 | 【不動産会社等の活用】
民間事業体（不動産会社等の活用）による林地境界の探索・確定の促進 |
| 【森林法】
固定資産税の納税者1人の同意で管理・整備を推進 | 【トラブルへの対応】
後日、所有者からの申立て等があった場合の仲裁組織を設置 |

林地の集約化の促進

- 森林整備を担う民間事業体の参入
- 良質な雇用の場の創出

川下側での課題

- 国内外での木材需要が高まる一方で、小回りのきく物流網が不十分
- 木材の輸送費用や事務負担により、輸出等の企業活動を阻害

規制緩和の提案

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 【関税法】
不開港への直接入港の要件緩和 | 【検疫法】
無線検疫指定港の認定要件緩和 |
| 【貨物自動車運送事業法】
貨物運送事業の許可基準を緩和 | 【道路交通法、道路法】
特殊車両輸送許可手続きを一元化 |

輸送や手続きのコストを大幅削減
(産地に近い小回りのきく物流網の構築)

- 森林資源をトータルで商品化し、木材需要の高まるアジア向けに輸出拡大を図る民間事業体の参入
- 良質な雇用の場の創出

相乗効果

相乗効果

国際的に競争力のある、世界と戦える林業の確立

<経済効果>
県全体を森林整備した場合

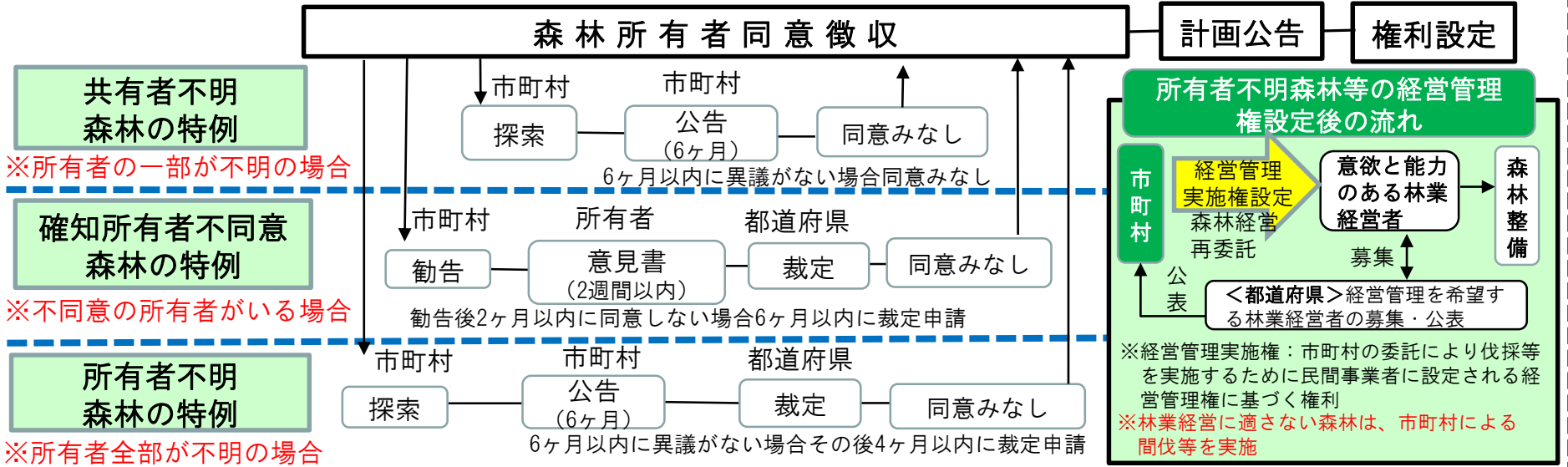
年間売上 164億円
新規雇用 900人

※年間輸出額 21億円
(中国、台湾、韓国、ベトナム向け)

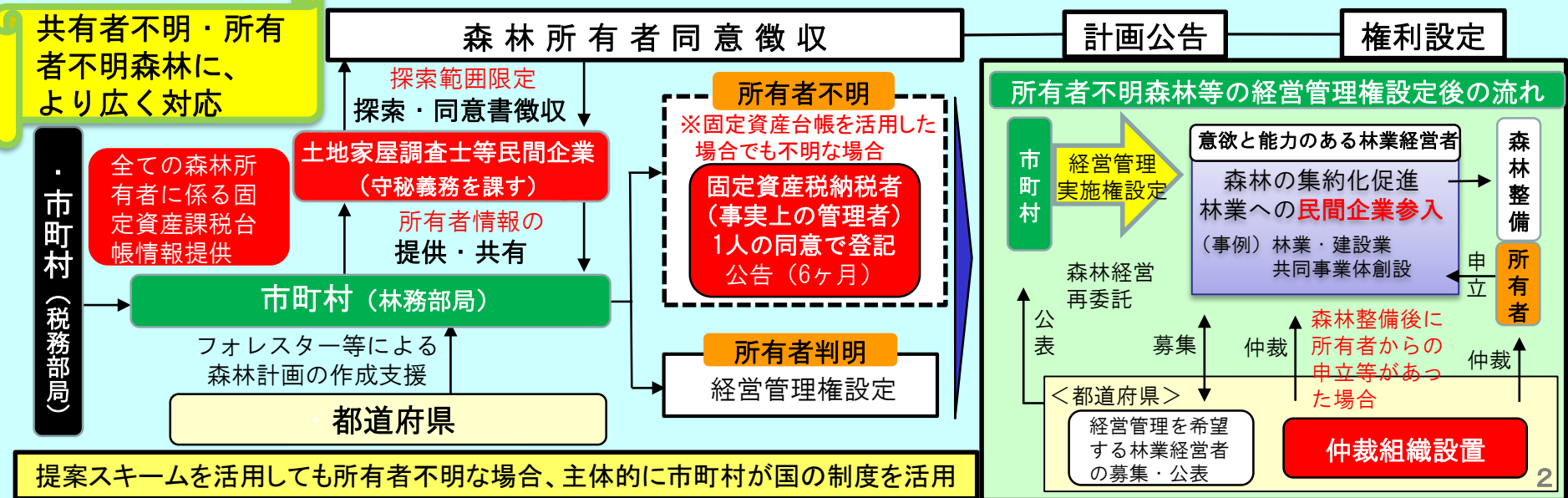
長崎県「スーパー林業特区」

～ 長崎県から創る林業革命 国際的に競争力のある、世界と戦える長崎の林業 ～

森林経営管理法案におけるスキーム



民間活力を活用した所有者不明、未相続地の集約化促進のための長崎県の提案スキーム

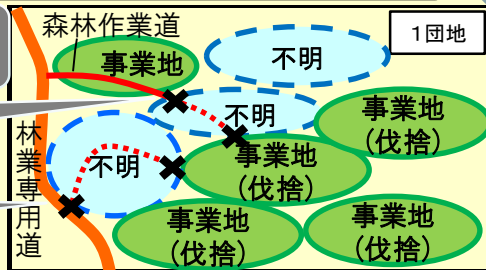


長崎県「スーパー林業特区」 ～ 国際的に競争力のある、世界と戦える長崎の林業 ～

川上側での民間参入による目指す姿

所有者不明や未相続の林地が点在し、集約化が限定される

作業道が通せない。間伐ができない。
木材搬出ができない。



規制緩和の提案

+ 森林バンク (新たな森林管理システムの活用)

- 森林所有者の探索には固定資産課税台帳を全面的に活用 (市町に加え、守秘義務を課した民間事業体 (土地家屋調査士等) を活用) による所有者の探索・確定
- 探索範囲を限定し、それでも所有者不明の場合、固定資産税の納税者 (事実上の管理者) 1 人の同意で登記の上、所有者不明の森林を市町に委託・管理
- 整備後の所有者からの申立て等に対応する仲裁組織を設置 (森林法、地方税法)

森林整備を担う民間事業体の参入と良質な雇用の場の創出！

集約化
拡大！

特定により作業
道整備が可能
となり木材搬出
が可能

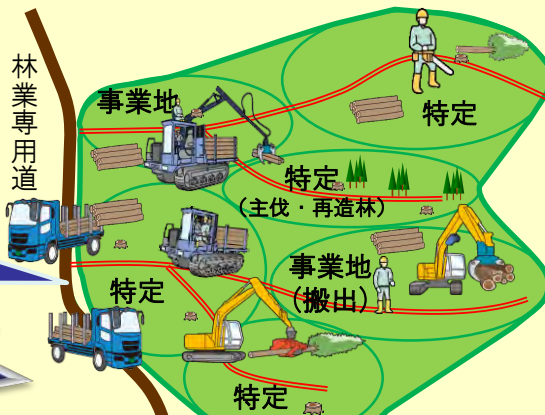
路網配置
の促進！

建設業との共同事業体を創設し、周年雇用・資機材を共有

◆ 森林バンク 1 ユニット (3 千 ha) における経済効果試算

【① 素材生産】

- ・ 施業管理地 3,000ha (3 団地 × 100ha × 10 年間 50km 圏内)
- ・ 素材生産量 15,000m³/年 (搬出間伐 295ha、皆伐 5ha)
- ・ 素材生産額 **1.8 億円/年** ・ 雇用創出 **24 人**



川下側での民間参入による目指す姿

県全体を森林整備した場合 ⇒ 年間売上 **164 億円**！ 雇用 **900 人**！
(1 ユニット 年間売上 8.2 億円 × 20 ユニット 雇用創出 45 人 × 20 ユニット)



原木輸出

中国 【CLT・原木輸出】

輸出量 20,000m³
輸出額 **2.2 億円/年**

台湾 【CLT輸出】

輸出量 20 物件 (2,800m³)
輸出額 **7.0 億円/年**

ベトナム 【製材輸出】

輸出量 2,000m³
輸出額 **0.9 億円/年**

<ターゲット>
一般住宅、建設資材

<ターゲット>
一般住宅、店舗

<ターゲット>
家具 (加工貿易)

韓国 【製材輸出】

輸出量 24,000m³
輸出額 **10.8 億円/年**

【輸出合計】
輸出量 48,800m³
輸出額 **20.9 億円/年**

木材需要の高
まるアジア向け
に輸出拡大！

規制緩和の提案

- 外国貿易船が海外から入港して木材を積載し輸出する際、開港を経由せず、不開港への直接入港を可能とする (関税法 20 条)
 - 無線検査指定港の認定要件 (検査対象船舶の年間入港実績が 100 隻以上等) を緩和し、検査官の臨船検査が不要な無線検査を可能とする (検査法 4 条)
 - 貨物運送事業の許可基準 (最低車両台数等) を緩和し、森林組合等が共同出資する小規模の運送会社の新規参入を可能とする (貨物運送事業法)
 - 12m を超える木材や CLT 等を輸送する特殊車両の輸送許可の手続きを一元化する (道交法・道路法)
- ⇒ 輸送や手続きのコストを大幅削減

※ 輸出額は、素材生産額及び製材生産額に含まれる。

製材・CLT 輸出

海外向け



県内に新たに
CLT 工場を整備

森林整備を県全体 (20 ユニット・6 万 ha) に広げて輸出を大幅拡大

1 ユニット (3 千 ha) 50km 圏内における①～④による経済効果合計
◆ 年間売上 **8.2 億円/年** ◆ 雇用創出 **45 人**

製材利用

【② 製材工場】

原木消費 10,000m³
生産額 **2.8 億円/年**
雇用創出 **9 人**

端材利用

発電用燃料利用

【③ チップ工場】

木材消費 12,700m³
生産額 **1.4 億円/年**
雇用創出 **7 人**

【④ バイオマス発電】

売電額 **2.3 億円/年**
雇用創出 **5 人**

森林資源を
トータルで
商品化！

国内向け

チップ材利用

長崎県「スーパー林業特区」

～ 法人や民間事業体の新規参入を促すための所有者不明、未相続林地の集約化 ～

森林・林業の成長産業化のためには、民間事業体が参入しやすい環境を整え、木材の安定供給につなげる必要がある。

民間事業体参入の課題

- ✓ 作業システム、立木の伐採等林業の技術習得が必要。
- ✓ 森林整備、木材販売、補助金等にて収益を確保するための経営知識が必要。
- ✓ 森林を集約して事業量を確保することが必要。
- ✓ ピーク時には人手が足りないため、作業量に応じて労働力を確保することが必要。

目指すべき姿

- 中山間地域における民間事業体の参入と良質な雇用の場の創出
- ✓ 林業と建設業のメリットを活かした新たな事業体の創設
- ✓ 機械化等によりコスト縮減し、持続可能な林業経営の確立
- ✓ 地域における安定した雇用の場の確保

○林業事業体と建設業者の強み・弱み

	林業事業体	建設業者
強み	・林業の技術を有している。 ・森林所有者情報を有している。 ・森林経営計画を樹立して仕事を確保している。	・土木技術を生かした路網の整備が可能。 ・機械を保有しており、オペレータを確保している。
弱み	・重労働のため、雇用の確保が難しい。 ・機械化が遅れている。	・公共事業が減少した場合、雇用確保が難しい。 ・林業技術に乏しく、補助制度等の知識が無い。 ・森林所有者との接点がなく、仕事を確保することに時間を要する。

林業への 民間企業参入

事例

＜林業事業体＞
林業の技術・経験

＜建設業者＞
路網整備の技術・
機械利用の技術

林業・建設業 共同事業体創設

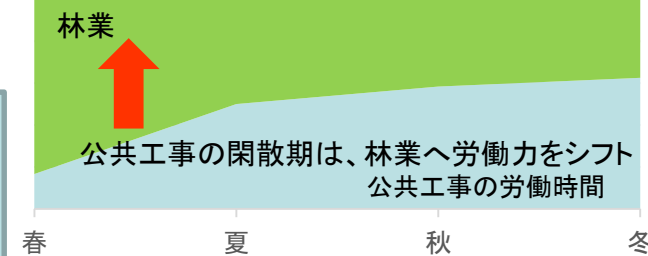
- 作業量に応じて労働力を柔軟にシフトし、周年雇用を確保
- 資機材などを相互利用

森林経営計画の促進
路網整備の促進
間伐等の森林整備の促進
安定的な木材の搬出等

○林業事業体と建設業者の連携のメリット

1. 建設業者の仕事の平準化

春から夏の閑散期に林業に従事して雇用を確保



2. 資機材の共有

- ・建設業の機械を林業で活用して稼働率を高める
- ・林業において機械化が進み、生産性が向上

○林業事業体が単独で機械を購入する場合
高性能林業機械 23,000千円(稼働日数100日)
(ベースマシン18,000千円、ヘッド 5,000千円)

○建設業と林業が連携した場合
ベースマシンを共有(稼働日数200日)
ヘッド(5,000千円)のみ単独で購入

3. 土木技術の導入による作業の効率化

- ・作業道等の整備が効率的に行われ経費が削減



県

フォレスター(森林総合監理士)を中心として、森林計画の作成支援をはじめ、適正な森林管理、民間事業体の選定・指導・評価を実施

長崎県「スーパー林業特区」

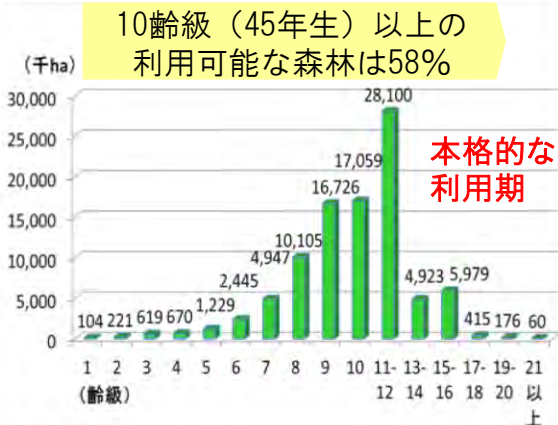
～ 固定資産課税台帳データ活用による林地台帳の整備促進 ～

背景

- ・本県の林業は、県内の民有人工林面積の58%が45年生以上の本格的な利用期を迎えるなど森林資源の成熟化が進んでおり、林業の成長産業化に向けた好機
- ・しかしながら、森林の土地の所有者の特定が困難なことや林地境界が不明であるため、森林組合等の林業事業体が施業の集約化を進めるための所有者等の特定作業に多大な時間とコストがかかり、森林整備や木材の安定供給を妨げ

平成28年森林法改正

→森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する「林地台帳制度」創設



現状

- 森林法第191条の2、地方税法第22条
- ・林地台帳は、法務局の登記図簿及び県の森林計画図簿を基に作成するためこれまで利用していた所有者情報と変わりが無く、新たな未整備森林の整備に繋がりにくい。

- ・森林所有者を特定する作業の効率化と林地台帳の精度向上のためには、固定資産課税台帳データ提供が必要であるが、森林法及び地方税法の規定により、固定資産台帳の情報の提供は、個人情報保護法の観点から、平成24年4月1日以降に新たに土地の所有者となった者のみ

⇒民有林の0.7%にすぎない

H24以降
新たな
所有者
届出面積

県内の
民有林
面積
218,493
ha

1,582ha
全体の
0.7%

市町村

税務部局
【固定資産課税台帳】
納税義務者等に関する
情報

H24.4以降に
異動があった
所有者情報
のみ

林務部局

【林地台帳整備】

- ・登記簿上の所有者（住所・氏名）
- ・土地の地番、地目面積
- ・現に所有している者、所有者と見なされる者 等

規制緩和の提案

- 民間事業体（不動産会社等の活用）による探索・確定
- 固定資産台帳データの提供
- 「森林バンク」の委託者を掘り起こすための林業公社等への情報提供に活用（公社等は守秘義務を課す）

林業の担い手へ正確な情報を提供

効果

- 所有者・境界が明らかになり、「森林バンク」への委託と施業の集約化が進み、間伐等の推進、雇用創出等へ

長崎県「スーパー林業特区」

～ 新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進① ～

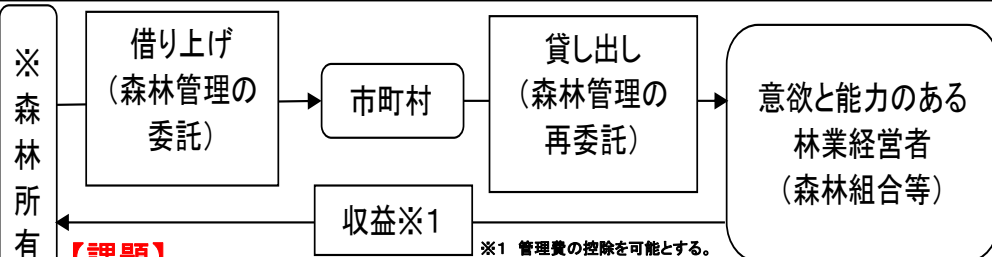
背景

- ・木材需要の低迷や輸入材との競合等による長期の木材価格の低迷により、多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。一方で、森林資源は利用期を迎えており、森林施業の集約化による林業採算性の向上を目指して、多くの林業経営者は事業規模の拡大意欲があるものの、一定規模の事業地の確保が困難となっており、ミスマッチが生じている。
- ・平成30年森林法改正（予定）⇒市町村が一定期間整備が行われていない森林を一時的に管理しながら、森林所有者からの委託を受け、市町村自ら森林を整備・管理する「新たな森林管理システム」を創設予定
- ・本制度は、森林所有者の特定・委託に関する同意が必要となるため、登記簿上で森林所有者の特定が困難な場合、法定相続人の特定に労力と期間を要し、新たな未整備森林の整備に繋がりにくい。
（「固定資産課税台帳データ活用による林地台帳の整備促進」で別途特区提案）

【新たな森林管理システムの課題】

- ・全ての法定相続人を特定し、同意を得る必要があるため、固定資産税の納税者のみの同意では市町に森林管理を委託できない。
- ・森林所有者から市町へ森林管理を委託し、民間事業者による間伐等を進めるためには、法定相続人ではない固定資産税の納税者であっても、事実上の管理者として委託を可能にする必要がある。

現状のスキーム（規制の内容）と解決策



【課題】

森林所有者である登記簿上の本人又は法定相続人が特定できない場合、固定資産税の納税者のみの同意では市町へ委託できない。
民間事業者の指導・選定・評価や、トラブルへの対応が必要。

解決策

【森林法の緩和】

★事実上の管理者として、**固定資産税の納税者**（例えば、納税しており、10年以上平穩に管理している者）が、市町へ森林管理を委託し、民間事業者による間伐等ができるよう緩和

それぞれの立場からのメリット

【市町（地域全体）】

- ・未整備森林の解消
- ・雇用創出
- ・経済活性化
- ・地域材活用



【森林所有者】

- ・森林を適期に適切に管理（森林が荒れず、防災面でも安心）

【林業経営者】

- ・施業集約化
- ・生産性向上
- ・経営規模の拡大



★市町へ森林管理の委託が進み、施業の集約化が図られ、間伐等推進、雇用創出、地域材活用

長崎県「スーパー林業特区」

～ 新たな森林管理システムによる所有者不明森林の流動化促進② ～

背景

- ・木材需要の低迷や輸入材との競合等による長期の木材価格の低迷により、多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。一方で、森林資源は利用期を迎えており、森林施業の集約化による林業採算性の向上を目指して、多くの林業経営者は事業規模の拡大意欲があるものの、一定規模の事業地の確保が困難となっており、ミスマッチが生じている。
- ・平成30年森林法改正（予定）⇒市町村が一定期間整備が行われていない森林を一時的に管理しながら、森林所有者からの委託を受け、市町村自ら森林を整備・管理する「新たな森林管理システム」を創設予定
- ・本制度は、森林所有者の特定・委託に関する同意が必要となるため、登記簿上で森林所有者の特定が困難な場合、法定相続人の特定に労力と期間を要し、新たな未整備森林の整備に繋がりにくい。
（「固定資産課税台帳データ活用による林地台帳の整備促進」で別途特区提案）

・固定資産税の法定免税点（地方税法351条）は、市町村内で同一人が所有する土地の課税標準額が30万円未満。
・森林のみを所有する場合、面積が約1.7ha未満であれば、固定資産税が免除。
＜根拠＞30万円（免税点）÷18円/㎡（県内山林の課税標準額の平均）＝約1.7ha
免税点未満の県内私有林は、約1万3千ha存在している。

【新たな森林管理システムの課題】

- ・登記情報、固定資産課税台帳情報など、市町村の内部部局や他行政機関の情報を利用しても所有者が特定できない森林（白地）がある。
- ・まとまった森林の中に白地が介在している場合に、簡素な手続きで市町村に森林管理を集約できるようにする必要がある。

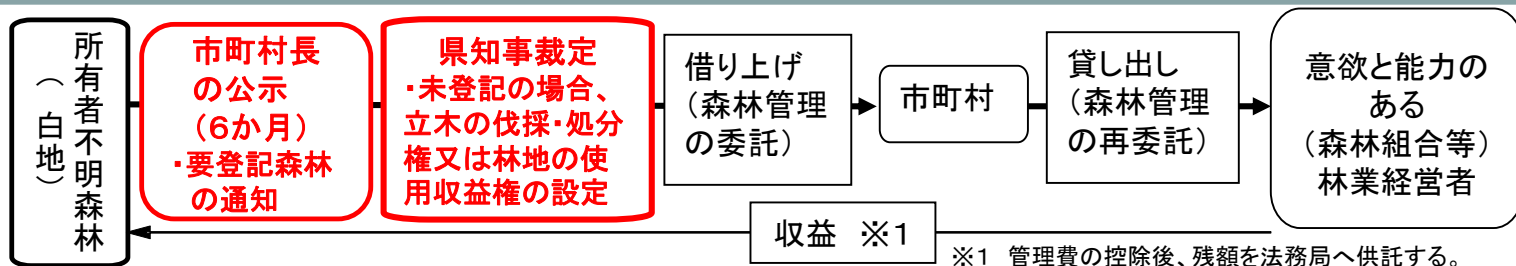
解決策と新たなスキーム

解決策〔森林法の緩和〕

★市町村が、「所在不明の所有者に対して登記を求めるとともに、登記されない場合には市町村が立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権を設定する」旨を公示（6か月）し、県知事の裁定を受けて、委託・管理できるよう緩和。

【課題】

森林所有者である登記簿上の本人又は法定相続人、さらに固定資産税の納税者が特定できない場合、市町へ委託できない。



将来のトラブル防止対応：事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、県において弁護士等の専門家で構成する仲裁組織を設置。

★市町へ森林管理の委託が進み、施業の集約化が図られ、間伐等推進、雇用創出、地域材活用

所有者不明、未相続林地の集約化促進に係る制度と長崎県提案の比較

	森林経営管理法案	長崎県の提案	森林経営管理法案 制度設計の課題
趣旨	これまで、国及び都道府県が補助を行いつつ、所有者による自発的な施業を基本としてきたが、森林現場や所有者に近い市町村の役割を明確化し、公的主体による関与を強化して、市町村が意欲と能力のある林業経営者に委託、または市町村が管理を行う。	固定資産課税台帳等の情報を意欲と能力のある民間事業体に限定して情報提供し、 民間活力により所有者の同意を取得 できるようにすることで、 中山間地域における民間事業体の参入と雇用の場を創出 する。	・今回の森林経営管理法案は、H23年度創設の「要間伐森林制度」を取り込んだものであるが、同制度は H23年度以降全国で活用事例無し！ （下記の※を参照）
制度設計	- 所有者が管理できなくなった森林を市町村が集約し、意欲ある経営者に貸し出して管理させ、経済的に成り立たない森林は、市町村自らが管理。 ○実施主体：市町村 ・市町村が森林所有者に対して経営管理の意向調査を実施。 ※固定資産課税台帳の情報共有 ・詳細は示されていないが、固定資産課税台帳の情報は、市町村内部のみ共有と限定的。 ※経営管理権の存続期間（詳細は示されていない） ・長期間とするものの、取り消しの申し出があった場合の効力は一定年数に限定されると見込まれる。	★民間事業体にも森林所有者の探索に取り組んでもらう！ ○実施主体：市町村、民間事業体 ・H23年度以前を含む全ての森林所有者に係る固定資産課税台帳の情報を、各市町村の林務部局へ提供可能にし、林業公社や林業事業体等が所有者の掘り起こしに活用できるように情報提供。（公社等には協定を結んで守秘義務を課し、守らない場合は認定事業体としての資格を取り消す。） ・10年以上の長期委託とする。 ↓ ・市町村だけでなく事業体との情報共有により、長崎県の場合、民有林の約8割が判明可能！ ・自らが森林経営管理意思のある所有者も、民間活力で一体的に取り込み集約化が可能！ ・民間活力により所有者を特定して同意取得を進める一方で、調査範囲を限定することで所有者不明森林の活用を促進する。それでも特定できない場合は、次の所有者不明森林の活用手続きに進む理由付けとなる！	・所有者や相続人特定の参考となる固定資産課税台帳の情報利用は、H24年度以降に異動があった情報のみに限定され（長崎県内の民有林の0.7%）、かつ、市町村内部での利用に限定されているため、所有者の確知が進まない！ ・国の制度上は市町村職員が所有者の同意を取り付け、事業体へ提供することとなっているが、登記簿上で所在不明となっている森林は、約4割であり（長崎県の場合）、膨大な事務量が発生する！ ・安定した長期森林経営ができない！ ・民間事業体が投資することを考えると、安心して林業に新規参入するには、最低でも10年以上必要！（投資する高性能林業機械の耐用年数は10年以上）
経営管理	・「経営管理権」、「経営管理実施権」を設定 ・所有権、地上権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が必要。 ただし、所有者が不明等の場合については、次の特例がある。↓	★登記簿及び固定資産課税台帳で法定相続人が特定出来ない場合、事実上の管理者による整備を実施！ ・法定相続人でない固定資産税の納税者等を「事実上の管理者」とし、同意を得て市町村等への森林経営・管理の委託を簡易な手続きにより可能にする。 ↓ ・国の手続きより円滑に同意取得が可能となり、林地の集約と活用が進む！ ・それでも不明な森林は、主体的に市町村が国の制度を活用。	・「要間伐森林制度」の手続きと同じであり、市町村の負担が大きく、活用が進まない！ ※制度活用が進まない理由（H27の林野庁アンケートより） ・市町村の担当職員の不足。 ・多大な労力と期間を要する。 ・所有者からの訴訟リスク。 ・法定相続人と固定資産税の納税者等が異なる場合、国の制度では所有者不明森林として森林経営管理権が設定されてしまい、トラブル発生のリスクがあるが、その処理が市町村に委ねられている！
特例及び手続き	①共有者の一部が不明な場合 ※市町村による探索→公告（6ヶ月）を経て経営管理権を設定。（ただし、不明共有者からの取り消しの申し出があれば、即時取り消し可能） ②確知されている所有者が不同意の場合（市町による意向調査応答後の責務不履行） ③所有者が不明の場合 ※市町村による探索→公告→知事裁定手続きにより経営管理権を設定。（収益等は供託） ※国のスキームの詳細は示されていない。 ＜経営管理権取り消し＞ ※詳細は示されていない。 経営管理権の公告から一定年数の経過後、取り消し（所有者による意見提出、取り消し申し出）	★登記簿及び固定資産課税台帳で法定相続人が特定出来ない場合、事実上の管理者による整備を実施！ ・法定相続人でない固定資産税の納税者等を「事実上の管理者」とし、同意を得て市町村等への森林経営・管理の委託を簡易な手続きにより可能にする。 ↓ ・国の手続きより円滑に同意取得が可能となり、林地の集約と活用が進む！ ・それでも不明な森林は、主体的に市町村が国の制度を活用。	・「要間伐森林制度」の手続きと同じであり、市町村の負担が大きく、活用が進まない！ ※制度活用が進まない理由（H27の林野庁アンケートより） ・市町村の担当職員の不足。 ・多大な労力と期間を要する。 ・所有者からの訴訟リスク。 ・法定相続人と固定資産税の納税者等が異なる場合、国の制度では所有者不明森林として森林経営管理権が設定されてしまい、トラブル発生のリスクがあるが、その処理が市町村に委ねられている！
担リスク	・事前相談や権利者からの申立て等には、市町村が対応することとなっている。 ※詳細は示されていない。	★仲裁機関でトラブルを回避！ ・事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、県において弁護士等の専門家で構成する仲裁組織を設置。	・所有者不明とみなした森林において間伐等の森林整備を行なった後、当該森林所有者が現れて訴訟を起こすリスクあり！

既存制度及び新たな森林管理システムと長崎県提案の比較

	既 存 制 度		新 制 度
制度名	要間伐森林制度	共有者不確知森林制度	新たな森林管理システム
開始年度	H 2 3 年度～	H 2 9 年度～	H 3 1 年度～（予定）
根拠法令	森林法第10条の11	森林法第10条の12	森林経営管理法（案）
対象森林	早急に間伐又は保育が必要な森林	立木が共有されていて、一部の所有者が確知できない森林	森林所有者が経営・管理する意思のない森林
手続きの主な流れ	①要間伐森林である旨の通知、掲示（市町長） ②裁定の申請（市町長の指定を受けた者⇒県知事） ③裁定（県知事） ④間伐木に係る所有権及び土地の使用権設定の公告（県知事） ⑤補償金の供託（市町村が選定した林業事業体）	①一部の共有者が不確知である旨の公告の申請（確知共有者全員⇒市町長） ②公告（市町長） ③裁定の申請（確知共有者全員⇒県知事） ④不確知共有者の立木持分の移転等の裁定（県知事） ⑤補償金の供託（確知森林共有者全員）	①不確知共有者の探索（市町村長） ②確知共有者全員の同意 ③立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権の設定の公告（市町村長） ※ <u>確知所有者不同意の場合、所有者不明の場合</u> ●市町村による探索、公告後、知事裁定を経て経営管理権を設定。詳細システムは未提示。 ④経営受託を希望する林業経営者を募集・公表（県知事） ⑤意欲と能力ある林業経営者への経営権設定（市町村長） ※その他詳細は未定
効 果	間伐木に係る所有権及び土地の使用権の設定ができる。（主伐再造林は不可）	不確知者の立木持分の共有者への移転と、不確知者の土地持分への使用権の設定ができる。（主伐再造林も可）	市町村や意欲と能力のある林業経営者に、立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権の設定ができる。（主伐再造林も可）
施業の実施主体	林業事業体（市町村が選定）	確知森林共有者（市町村や林業事業体への委託は不可）	市町、意欲と能力のある林業事業体（県が募集・公表し市町村マッチング）
課 題	①今回の森林経営管理法案は、H23年度創設の「要間伐森林制度」を取り込んだものであるが、同制度はH23年度以降、全国で活用した事例無し！所有者や相続人特定の参考となる固定資産課税台帳の情報利用は、H24年度以降に異動があった情報のみに限定され、かつ、市町村内部での利用に限定されているため、所有者の確知が進まない！ ②市町村職員が所有者の同意を取り付け、事業体へ提供することとなっているが、登記簿上で所在不明となっている森林は約4割であり（長崎県の場合）、膨大な事務量が発生する！ ③所有者不明とみなした森林において間伐等の森林整備を行なった後、当該森林所有者が現れて訴訟を起こすリスクがある！		

長崎県の提案

提案Ⅰ

【提案内容】

・H23年度以前を含む**全ての森林所有者に係る固定資産課税台帳**の情報を、各市町村の林務部局へ提供可能にし、**林業公社等が所有者の掘り起こしに活用できるように情報提供**。（公社等には協定を結んで守秘義務を課し、守らない場合は認定事業体としての資格を取り消す。）

【関連法令】森林法第191条の2、地方税法第22条

【効果】**事業体との情報共有により民間活力で所有者を特定して同意取得を進める一方で、調査範囲を限定することで所有者不明森林の活用を促進。**

提案Ⅱ

【提案内容】

・登記簿及び固定資産課税台帳で法定相続人が特定出来ない場合、「**事実上の管理者**」として**固定資産税の納税者等の同意で市町村等への森林の経営・管理の委託を可能にする。**

【関連法令】森林法、民法第206、207、251条

【効果】国の手続きより円滑に同意取得が可能となり、林地集約と活用が進む。

提案Ⅲ

【提案内容】

・法定相続人でない**固定資産税の納税者等を「事実上の管理者」とし**、同意を得て市町村等への森林経営・管理の委託を簡易な手続きにより可能にする。それでも不明な森林は、主体的に市町村が国の制度を活用。
 ・森林所有者からの**訴訟リスクについて、事前相談や権利者からの申立て等に対応するため、県に弁護士等の専門家で構成する仲裁組織を設置。**

【関連法令】森林法、民法第206、207、251条

【効果】訴訟リスク等の回避により、民間事業体が安心して新規参入し易くなることから、林地集約と活用が進む。

長崎県「スーパー林業特区」

～ 外国貿易船の不開港への直接入港を可能とすることによる原木、製材品等の輸出拡大 ～

背景

- ・国際的に競争力のある、世界と戦える長崎県の林業を確立するためには、原木や製材品等の輸出、製材工場、チップ工場、バイオマス発電など川下側での規制緩和等により、輸送や手続きのコストを大幅に削減し、民間事業体の参入を促していく必要がある。
- ・しかしながら、原木や製材品等の輸出において、海外から入港する外国貿易船は、関税法で定められた「開港」（輸出入される貨物の価額や外国貿易船の入出港隻数が比較的多い中核港）以外の「不開港」へ直接入港することができない。
- ・産地により近い小規模の港は「不開港」であることから、いったん「開港」を経由する必要がある、その分、輸送にかかる時間が長くなるため、船のチャーター代金など輸送コストの負担が大きくなっている。

現状（規制の内容）

- 貨物の輸出入についての税関手続きの適正な処理を図るため、海外から入港する外国貿易船が直接入港できる「開港」を、貨物の輸出入と外国貿易船の入出港隻数の状況等を勘案して政令で定めており、「開港」以外の港（不開港）には直接入港できない。（関税法第2条、第15条、第20条）
- 「開港」の要件
 - ・1年間の輸出入貨物の価額の合計が5千万円超、かつ、外国貿易船の入出港隻数が11隻超（関税法施行令第1条）

産地により近い小規模の港は「不開港」となり、海外からの外国貿易船が直接入港できない。

船のチャーター代金など輸送コストの負担が拡大

税関
手
続
き
の
緩
和

規制緩和の提案

○外国貿易船の海外からの入港にかかる関税法の規制緩和

外国貿易船が海外から入港して原木や製材品等を積載し輸出する際の「開港」の要件を緩和し、「開港」を経由せず、現行の「不開港」への直接入港を可能とする。 ※ただし、「開港」と同様の税関手続きは、当然に必要。

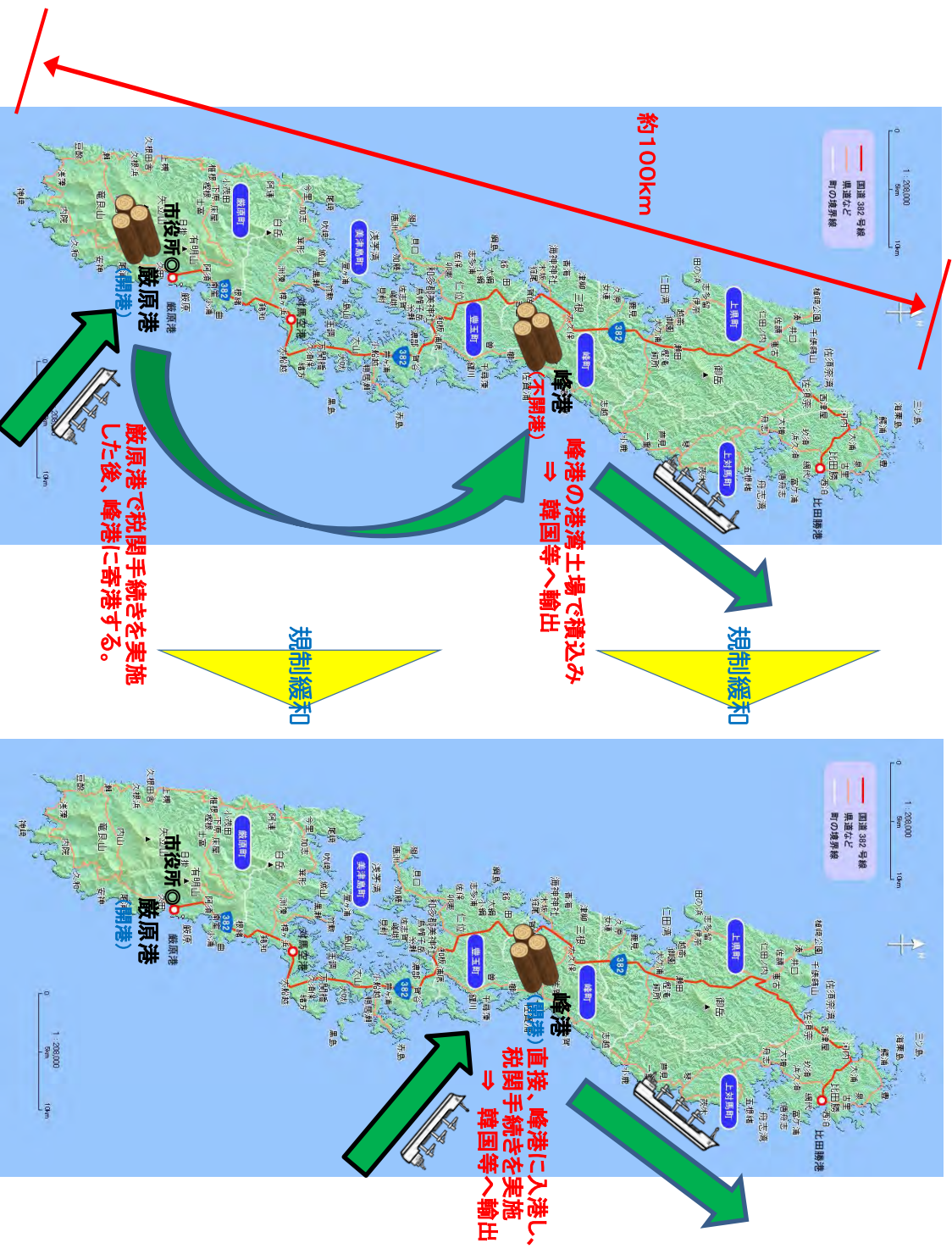
効果

○輸送にかかる時間短縮に伴い、船のチャーター料等輸送コストの大幅削減が可能となり、木材のアジア向け輸出が拡大

- <具体例①> 対馬市・峰港から韓国・釜山港へ輸出
 - ・開港である対馬市・厳原港を経由する必要性がなくなるため、所要時間が約半日減少
- <具体例②> 五島列島の福江港、榎津港から中国、韓国へ輸出
 - ・開港である佐賀県の伊万里港を経由する必要性がなくなるため、所要時間が約半日減少

現狀

後和緩



＜規制緩和の効果試算＞ ※ 対馬市・峰港から韓国・釜山港への木材輸出の事例

○物流にかかる時間短縮効果（林政課試算）

	所要時間	緩和
巖原港	9～11時	
峰港へ移動	11～13時	
積込(峰港)	13～18時	13～18時
釜山へ移動	19～翌日9時	19～翌日9時
荷卸(釜山)	9時～	9時～

物流費の削減、森林所有者への利益還元が可能に

	現行	緩和	差
1航海あたりのチャーター代金(円)	1,800,000	1,350,000	450,000
必要日数(日)	2	1.5	0.5
積込数量(m³)	500	500	0
輸送コスト(円/m³)	3,600	2,700	900

※ 外国貿易船のチャーター代金：90万円/日÷2=45万円（4時間分）を削減

- 県内の他の港での同様の事例の適用可能性：五島列島の事例



< 規制緩和の効果試算 > ※ 新上五島町・榎津港から韓国・釜山港への木材輸出の事例

○物流にかかわる時間短縮効果（林政課試算）

	所要時間	緩和
榎津港から伊万里港	9～13時	
積込(伊万里港)	13～18時	13～18時
釜山へ移動	19～翌日12時	19～翌日12時
荷卸(釜山)	12時～	12時～

航行時間が半日減少

物流費の削減、森林所有者への利益還元が可能に

○物流費の削減効果（林政課試算）

	現行	緩和	差
1航海あたりのチャーター代金(円)	1,800,000	1,350,000	450,000
必要日数(日)	2	1.5	0.5
積込数量(m³)	500	500	0
輸送コスト(円/m³)	3,600	2,700	900

※ 外国貿易船のチャーター代金：90万円/日÷2＝45万円（4時間分）を削減

長崎県「スーパー林業特区」

～ 検疫官の臨船が不要な無線検疫を拡大することによる原木、製材品等の輸出拡大 ～

背景

- ・国際的に競争力のある、世界と戦える長崎県の林業を確立するためには、原木や製材品等の輸出、製材工場、チップ工場、バイオマス発電など川下側での規制緩和等により、輸送や手続きのコストを大幅に削減し、民間事業体の参入を促していく必要がある。
- ・しかしながら、原木や製材品等の輸出において、海外から入港する外国貿易船は、検疫法で定められた「検疫港」や「無線検疫指定港」において検疫を受けた後でなければ、国内の港に入港できない。
- ・産地により近い小規模の木材積出港は、「検疫港」や「無線検疫指定港」ではないことから、海外からの外国貿易船が直接入港できず、その分、輸送にかかる時間が長くなるなど、輸送コストの負担が大きくなっている。

現状（規制の内容）

- 国内に常在しない感染症の病原体が船舶等を介して国内に侵入することを防止するため、海外から入港する外国貿易船は「検疫港」や「無線検疫指定港」で検疫を受けた後でなければ、国内の港に入港できない。
（検疫法第3条、第4条、第8条）
 - 「検疫港」の指定基準（厚生労働省の局長通知による）
 - ①検疫対象船舶の入港隻数が指定後の3年間にわたり、各年とも年間100隻以上見込まれる
 - ②検疫区域の設定が可能
 - ③船舶において検疫伝染の患者が発見された場合、病院への委託等により患者の隔離収容が可能
 - ④関税法による通関手続きと出入国及び難民認定法に基づく入国管理手続きが当該港で実施
- ※「無線検疫指定港」は、①、③、④を満たす場合

産地により近い小規模の港は「検疫港」や「無線検疫指定港」ではないため、海外からの外国貿易船が直接入港できない。

船のチャーター代金など輸送コストや事務負担が拡大

検疫手続きの緩和

規制緩和の提案

○検疫法における「無線検疫指定港」の認定基準の緩和

検疫未指定港である産地により近い小規模の木材積出港に、外国貿易船が海外から直接入港できるように無線検疫指定港の認定要件（検疫対象船舶の年間入港見込みが100隻以上等）を緩和し、検疫官の臨船検疫が不要な無線検疫を可能とする。

効果

○検疫手続きにかかる時間短縮など、輸送費用や事務負担が低減し、木材のアジア向け輸出が拡大

【参考】

- ・本県の検疫港：長崎港、佐世保港、厳原港、比田勝港
 - ・本県の無線検疫指定港：長崎三重式見港、松島港
- ※無線検疫とは、船舶から通報された検疫情報を審査することにより、検疫官が乗船せずに検疫を実施するものであり、無線検疫指定港は、無線検疫だけに対応する港。

長崎県「スーパー林業特区」

～ 農業法人等が共同出資するグループ運送会社の新設による農林水産物の安定出荷体制の整備 ～

背景

- ・農業法人等が自ら生産した農林水産物・農林水産加工品を出荷する場合、自前の車両で運ぶか運送会社に委託して出荷しているが、一部地域では運送会社が少なく、旬の農林水産物等を出荷するのに大変苦心している。また、運送業は将来的に、深刻な労働力不足になることが指摘されている。
- ・そこで、同様の悩みを抱える農業法人等数社で共同出資し、グループ会社となる運送会社を設立し、自らの農林水産物等を安定的に出荷する体制を整備したいという要望がある。
- ・しかしながら、新たに一般貨物自動車運送事業の許可を得る際の、最低導入台数や運行管理体制等の制限が厳しく、実現に至っていない。

現状

○貨物自動車運送事業法

貨物自動車運送事業法第6条及び第35条に規定する許可基準を表した各地方運輸局長が公示する「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可事案の処理方針」

- ・最低車両台数： 5 両以上
- ・運行管理体制： 専任の整備管理者の確保

※上記は九州運輸局長が定めたもの

※一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可は各地方運輸局長が行う

トラックドライバーの需給の将来予測

出典) 鉄道貨物協会

	2010年度	2020年度	2030年度
需要量	993,765人	1,030,413人	958,443人
供給量	964,647人	924,202人	872,497人
過不足	▲29,118人	▲106,211人	▲85,946人

農
林
水
産
物
安
定
出
荷
体
制
の
確
立

規制緩和の提案

○貨物自動車運送事業法の規制緩和

農業法人等が共同出資して設立するグループ会社が一般貨物自動車運送事業を実施する場合には、許可基準を下記に緩和する。

- ・最低車両台数： 1 両以上
- ・運行管理体制： 整備責任者の外部委託可

※ただし、安全性を考慮して、過疎地域における一つの市町の範囲内で運送事業を行う場合に限る。

効果

○安定的な出荷体制の確立による販売額の増加

- 農業法人等による旬な農林水産物等の安定出荷が可能となり、農林水産物販売額の増加につながる。
- 将来的に上昇が見込まれる運送費の低減を実現し、コストの削減につながる。

長崎県「スーパー林業特区」

～ 特殊車両輸送の許可手続き一元化による大型CLTパネルの需要拡大 ～

背景

- ・森林の有する多様な機能の十分な発揮に向けて森林整備をさらに進め、バランスの取れた森林を維持していくため、搬出間伐に加え、主伐・再造林に取組み、木材生産を拡大しながら森林の更新を図っていく必要がある。
- ・木材生産を拡大するためには、CLT等建築物の新たな木材需要の創出が必要であり、県内での木造施設需要を伸ばしていく必要がある。
- ・CLTはパネル自体が柱・梁となり、従来の木造と比べて施工がシンプルであり、工期の短縮が図られる。また、断熱性に優れ、製材用には不向きである曲がり材を有効に活用できることから、木材需要の飛躍的な拡大が期待される。
- ・しかし、長崎県内にはCLT等二次加工製材品の加工工場がなく、県外（鹿児島県や岡山県等）のCLT工場から、トラックで陸送する必要がある。
- ・公道でのトラック輸送は、**貨物積載状態で長さ12m以上、高さ3.8m以上等の輸送を行う場合、「道路法（車両制限令）」、「道路交通法」及び「道路運送車両法」に基づく許可を車両ごとに各所管先で得なければならない、それぞれの許可にかかる個別の申請書の作成を要するなど手続きが煩雑である**ことから、大型CLTパネルの利用が進まず、小幅パネルの施工となり、施工の効率化が図られていない。



現状（規制の内容）

【道路法に基づく車両制限令】 所管：国土交通省（道路局）

貨物積載状態で長さ12m、高さ3.8m等の制限値を超えて輸送する場合に許可が必要。

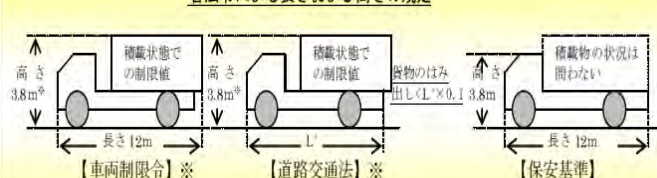
【道路交通法】 所管：各道府県警察

貨物積載状態で高さ3.8m等の積載の制限を超えて輸送する場合に許可が必要。

【道路運送車両法】 所管：国土交通省（自動車局）

全長12m以上、車高3.8m以上等の車両を運行する場合に許可が必要。

各法令による長さおよび高さの規定



※：高さ指定道路においては4.1m

○製造可能な最大CLTパネル



規制緩和の提案

長崎県佐世保市
ハウステンボスCLTホテル

○特殊車両輸送許可申請手続きの一元化

- ・各申請書類を共通化し、申請先を一元化することにより、手続きの簡素化を図り、申請者の事務負担を軽減。

効果

- ◆手続きが簡素化され、大型CLTパネルの輸送が増加。
- ◆CLTパネルの大型化により、組立て部材が減少し、施工の簡略化、工期短縮により、建設コストが削減。
- ◆CLT建築物の増加により木材需要が拡大。
- ◆木材需要の拡大による雇用確保。
- ◆林業・木材産業従事者の所得向上。